

職員の定年後の働き方について市の方針や計画と現状について

1 公務員の定年退職後の働き方について

年金の支給が60歳から65歳支給に準じ延長される事に伴い、無収入期間が発生することのないよう、平成25年3月に国家公務員については、希望者は、再任用職員として任用することが閣議決定され、地方公務員についても、平成25年3月の総務省通知で、国家公務員に準じた措置が取られることとなりました。

2 本市の方針と計画について

上記通知に基づき、本市としても、希望する職員については、再任用職員として任用しています。

週37.5時間のフルタイム勤務職員については、職員定数に含まれますので、職員適正化計画に含めて任用しています。

3 再任用職員の任用状況

(1) フルタイム勤務職員

定年退職時に、部長であった職員について、フルタイム勤務を希望した場合は、主幹級職員として任用しています。

それぞれの経験、知識を活用し、特定の業務を担当することとなります。

令和3年4月1日時点で、5人任用。

(2) 短時間勤務職員

上記以外の職員については、週30時間または週31時間の短時間勤務の主事級職員等として任用しています。

事務職、調理員、清掃員等の定年前の職種に併せて業務を行うこととなります。

令和3年4月1日時点で、13人任用。

4 地方公務員法の改正について

今国会で、定年延長等を規定した国家公務員法、地方公務員法の改正案が可決されています。

(1) 定年の段階的引き上げ

令和4年度中に60歳に達する職員から、定年が延長されます。

具体的には次のとおり

令和3年度の年齢	定年する年齢及び年度
令和3年度中に 59歳到達の職員	定年 61歳(令和5年度)
令和3年度中に 58歳到達の職員	定年 62歳(令和7年度)
令和3年度中に 57歳到達の職員	定年 63歳(令和9年度)
令和3年度中に 56歳到達の職員	定年 64歳(令和11年度)
令和3年度中に 55歳到達の職員	定年 65歳(令和13年度)

(2) 役職定年制の導入

定年の延長に伴い、60歳となった次年度からは、管理監督を行う職に就くことができなくなります。

具体的には、課長補佐以下の職で勤務する事となります。

5 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律について

同法の改正に伴い令和3年4月から65歳までの雇用継続確保(義務)と70歳までの就業確保(努力義務)が求められています。

同法は、公務員に適用されるものではありませんが、公務員の制度に当てはめると次のとおりとなります。

(1) 65歳までの雇用継続確保(義務)

現在の再任用制度や今後導入される65歳定年制

(2) 就業確保(努力義務)

70歳定年制や70歳までの再任用制度等の導入

過去10年の職種別採用人数 単位:人

令和3年6月14日 人事課

職種	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	計
一般事務	16	10	9	13	12	17	11	10	9	7	114
土木技師	0	1	1	2	3	3	0	1	0	1	12
建築技師	0	0	1	4	0	0	1	0	1	0	7
保健師	1	2	2	2	2	2	2	1	0	1	15
保育士	2	0	2	5	3	15	7	11	10	8	63
舞台企画制作	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
一般事務(任期付)	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
学芸員(任期付)	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
防災官(任期付)	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
弁護士(任期付)	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
消防職	4	3	5	6	5						23
	23	16	21	33	25	37	22	24	21	17	239